

法認定に基づく主な支援内容

補助金	<p>●地域資源活用売れる商品づくり支援事業</p> <p>法律の認定を受けた地域の中小企業、組合などが行う、新規性の高い商品開発等に対し、試作品開発やデザイン改良、展示会出展などに係わる経費の一部を補助します（補助率：2/3以内）。</p> <p>【お問い合わせ先：各経済産業局】</p>
融資	<p>●政府系金融機関による低利融資制度</p> <p>認定を受けた地域資源活用事業計画に基づき事業を行うために必要な設備資金及び運転資金について、政府系金融機関が優遇金利で融資を行います。</p> <p>【お問い合わせ先：国民生活金融公庫・中小企業金融公庫・商工組合中央金庫の各支店】</p> <p>●高度化融資制度</p> <p>認定を受けた地域資源活用事業計画に基づき中小企業者が共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組む際に必要となる設備資金について、中小機構が都道府県と協力して融資を行います。</p> <p>【お問い合わせ先：各都道府県中小企業担当課、中小機構地域経済振興部 03-5470-1528】</p>
信用保証	<p>●信用保証の特例</p> <p>中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度で、認定を受けた地域資源活用事業計画に基づき事業を行う中小企業者は次の措置を受けることができます。</p> <p>* 普通保証等の別枠設定 普通保証2億円、無担保保証8,000万円、特別小口保証1,250万円、売掛債権担保融資保証1億円に加えて、それぞれ別枠で同額の保証を受けることができます。</p> <p>* 新事業開拓保証の限度額引き上げ 新事業開拓保証の限度額が2億円から4億円（組合4億円から6億円）に拡大されます。</p> <p>【お問い合わせ先：全国信用保証協会連合会、各地の信用保証協会】</p> <p>●食品流通構造改善促進機構による債務保証等</p> <p>認定を受けた食品の製造等の事業を行う中小企業者について、食品流通構造改善促進機構が認定事業に必要な資金の借り入れに係わる債務の保証等を行います。</p> <p>【お問い合わせ先：財団法人 食品流通構造改善促進機構 構造改善部】</p>
その他	<p>●設備投資減税</p> <p>認定を受けた地域資源活用事業計画に基づき事業を行う中小企業者が取得した機械、装置について、取得価額の7%の税額控除（リースの場合は費用総額の60%相当額の7%）または初年度30%の特別償却が認められます。</p> <p>【お問い合わせ先：各経済産業局】</p> <p>●中小企業投資育成株式会社の特例</p> <p>認定を受けた地域資源活用事業計画に基づき事業を行う中小企業者が増資等を行う場合、資本金3億円を超える株式会社であっても投資育成会社の投資対象に追加されます。</p> <p>【お問い合わせ先：東京・大阪・名古屋中小企業投資育成株式会社】</p>